

独立行政法人自動車事故対策機構の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに独立行政法人等非識別加工情報の提供の実施に関する規程

平成17年3月28日
機構規程第8号

改正 平成17年9月15日 平成17年機構規程（総務）第12号
改正 平成18年3月27日 平成18年機構規程（企画）第5号
改正 平成29年7月27日 平成29年機構規程（総務）第16号

（趣旨）

第1条 この規程は、独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）において、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号。以下「法」という。）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第548号。以下「施行令」という。）並びに「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則」（平成29年個人情報保護委員会規則第2号。以下「規則」という。）に定める個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに独立行政法人等非識別加工情報の提供の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（用語）

第2条 この規程において使用する用語は、法及び施行令並びに独立行政法人自動車事故対策機構文書管理規程（平成15年機構規程第11号）において使用する用語の例による。

（個人情報開示請求書の提出）

第3条 機構に対する法第12条第1項の規定する開示請求書の提出先（以下「開示請求窓口」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。

（個人情報開示請求書等）

第4条 機構の保有する個人情報に係る開示請求書等は、それぞれ次の表に掲げる様式を使用するものとする。

| | |
|----------------------------------|-------|
| 法第13条第1項及び施行令第5条に規定する開示請求書 | 第1号様式 |
| 法第13条第3項に規定する補正手続きを求める通知書 | 第2号様式 |
| 法第18条第1項及び施行令第7条に規定する開示決定に関する通知書 | 第3号様式 |
| 法第18条第2項に規定する不開示決定に関する通知書 | 第4号様式 |
| 法第19条第2項に規定する開示決定等の期限の延長に関する通知書 | 第5号様式 |
| 法第20条に規定する規定する開示決定等の期限の特例に関する通知書 | 第6号様式 |

| | |
|--|--------|
| 法第21条第1項に規定する開示決定等に係る事案の他の独立行政法人等へ移送に関する通知書 | 第7号様式 |
| 法第21条第1項に規定する開示決定等に係る事案の他の独立行政法人等へ移送に関する開示請求者への通知書 | 第8号様式 |
| 法第22条第1項に規定する開示決定等に係る事案の行政機関の長へ移送に関する通知書 | 第9号様式 |
| 法第22条第1項に規定する開示決定等に係る事案の行政機関の長へ移送に関する開示請求者への通知書 | 第10号様式 |
| 法第23条第1項及び施行令第8条、第9条に規定する第三者に対する意見書提出の機会付与に関する通知書 | 第11号様式 |
| 法第23条第2項及び施行令第10条に規定する第三者に対する意見書提出の機会付与に関する通知書 | 第12号様式 |
| 法第23条第1項、第2項に規定する第三者の意見書 | 第13号様式 |
| 法第23条第1項、第2項に規定する第三者に対する開示決定に関する通知書 | 第14号様式 |
| 法第24条第3項及び施行令第11条、第12条第1項に規定する開示の実施方法等の申告書 | 第15号様式 |
| 法第24条第3項及び施行令第11条、第12条第2項に規定する開示の実施方法等の申告書 | 第16号様式 |

(個人情報の開示の実施方法)

第5条 法第24条第1項に基づく電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

- イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 前2号及び次号に該当しない電磁的記録 次に掲げる方法であって、機構が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により行うことができるもの

- イ 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
- ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に掲げる

方法に該当するものを除く。)

ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。次項第1号ニにおいて同じ。）又は光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第1号ニにおいて同じ。）に複写したものの交付

(4) 前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有する電磁的記録 次に掲げる方法であって、機構が保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 前号イからハマまでに掲げる方法

ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ（日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。）に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。）に複写したものの交付

ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。）に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。）に複写したものの交付

2 施行令第5条第2項に基づく文書又は図画に記録されている保有個人情報についての閲覧又は交付の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 文書又は図画（次号から第6号までに該当するものを除く。） 次に掲げる方法

イ 当該文書又は図画（法第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、ロに規定するもの）の閲覧

ロ 当該文書又は図画を複写機により「A3判」以下の大きさの用紙に複写したものの交付（ハに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本工業規格A列1番（以下「A1判」という。）若しくは日本工業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（ハに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ハ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ニ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 次に掲げる方法

イ 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムをA1判以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧。

- ロ 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付
- (3) 写真フィルム 次に掲げる方法
 - イ 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧
 - ロ 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- (4) スライド（第6号に規定する場合におけるものを除く。） 次に掲げる方法
 - イ 当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧
 - ロ 当該スライドを印画紙に印画したものの交付
- (5) 映画フィルム 次に掲げる方法
 - イ 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
 - ロ 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- (6) スライド及び当該スライドの内容に関する音声記録した録音テープであって同時に視聴するもの 次に掲げる方法
 - イ 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
 - ロ 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

（手数料の額等）

第6条 法26条の手数料の額は、開示請求に係る保有する個人情報記録されている法人文書1件につき、300円とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなす。

- (1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書
- (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 手数料は、それぞれ開示請求書の提出若しくは法第24条第3項の規定による申出の際に現金又は定額小為替により納付させる。

4 法人文書の開示を受ける者は、手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付させる。

（訂正請求書等の提出）

第7条 法第28条第1項に規定する訂正請求書及び法第37条第1項に規定する利用停止請求書の提出先は、別表第1に掲げるとおりとする。

（個人情報訂正決定通知書等及び利用停止請求書等）

第8条 機構の保有する個人情報に係る訂正請求書等及び利用停止請求書は、それぞれ次の表に掲げる様式を使用するものとする。

| | |
|--------------------------|--------|
| 法第30条第1項に規定する訂正請求書 | 第17号様式 |
| 法第30条第1項に規定する訂正決定に関する通知書 | 第18号様式 |

| | |
|--|--------|
| 法第30条第2項に規定する訂正しない旨の決定に関する通知書 | 第19号様式 |
| 法第31条第2項に規定する訂正決定等の期限の延長に関する通知書 | 第20号様式 |
| 法第32条に規定する訂正決定等の期限の特例に関する通知書 | 第21号様式 |
| 法第33条第1項に規定する訂正決定等に係る事案の他の独立行政法人等へ移送に関する通知書 | 第22号様式 |
| 法第33条第2項に規定する訂正決定等に係る事案の他の独立行政法人等へ移送に関する開示請求者への通知書 | 第23号様式 |
| 法第34条第1項に規定する開示決定等に係る事案の行政機関の長へ移送に関する通知書 | 第24号様式 |
| 法第34条第2項に規定する開示決定等に係る事案の行政機関の長へ移送に関する開示請求者への通知書 | 第25号様式 |
| 法第35条第1項に規定する提供先への訂正決定に関する通知書 | 第26号様式 |
| 法第37条第1項に規定する利用停止請求書 | 第27号様式 |
| 法第39条第1項に規定する利用停止決定に関する通知書 | 第28号様式 |
| 法第39条第2項に規定する利用停止しない旨の決定に関する通知書 | 第29号様式 |
| 法第40条第2項に規定する利用停止決定等の期限の延長に関する通知書 | 第30号様式 |
| 法第41条に規定する利用停止決定等の期限の特例に関する通知書 | 第31号様式 |
| 法第42条第2項に規定に基づく諮問 | 第32号様式 |
| 法第43条の規定により諮問をした旨の通知 | 第33号様式 |

(開示請求審査基準)

第9条 開示請求に対する機構部内の審査基準については、行政機関における取扱いを斟酌して理事長が別に定めるところによる。

(独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書の提出)

第10条 機構に対する法第44条の5第1項（法第44条の12第1項で準用する場合を含む。）の規定する独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（以下「提案書」という。）の提出先は、別表第1に掲げる開示請求窓口のうち、「本部」とする。

(独立行政法人等非識別加工情報に関する提案書等)

第11条 独立行政法人等非識別加工情報に関する提案書等は、それぞれ次の表に掲げる様式を使用するものとする。

| | |
|---------------------------------|--------|
| 法第44条の5第2項及び規則第4条第1項に規定する提案書 | 第34号様式 |
| 法第44条の5第3項第1号及び規則第4条第6項に規定する誓約書 | 第35号様式 |

| | |
|---|--------|
| 法第44条の7第2項及び規則第8条第1項に規定する審査結果通知書（適合通知書） | 第36号様式 |
| 規則第8条第1項第1号に規定する契約の締結の申込書 | 第37号様式 |
| 法第44条の7第3項及び規則第8条第3項に規定する審査結果通知書（不適合通知書） | 第38号様式 |
| 法第44条の8第1項の規定において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項に基づく第三者意見照会 | 第39号様式 |
| 法第44条の8第1項の規定において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第2項に基づく第三者意見照会 | 第40号様式 |
| 法第44条の8に基づく第三者照会に関する意見書 | 第41号様式 |
| 法第44条の12及び規則第12条で規定する提案書 | 第42号様式 |
| 法第44条の12及び規則第12条で規定する審査結果通知書（適合通知書） | 第43号様式 |
| 法第44条の12及び規則第12条で規定する審査結果通知書（不適合通知書） | 第44号様式 |

（手数料の額等）

第12条 法第44条の13の手数料の額は、それぞれ次表に掲げる額とする。

| | |
|---|--|
| 法第44条の5第1項に基づく提案（新規提案） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 21,000円（受付、審査、通知に要する事務費用） ・ 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円又は（作成を外部委託する場合）受託者に対して支払う額 ・（法第44条の8に定める第三者に対する意見書提出機会を付与する場合）意見書提出機会を付与する本人1人あたり210円 |
| 法第44条の12第1項前段に基づく提案（既作成の独立行政法人等非識別加工情報に対する提案） | 当該独立行政法人等非識別加工情報について、法第44条の5第1項に基づく提案（新規提案）を行ったものが支払った手数料と同額 |
| 法第44条の12第1項後段に基づく提案（提供を受けた独立行政法人等非識別加工情報に関する事業変更提案） | 12,600円 |

2 手数料は、規則第8条第1項第1号に規定する契約締結の申込書提出の際に機構が指定する口座に振り込みにより納付させる。この際、振り込みに係る手数料は、提案者の負担とする。

3 法第44条の5第2項第8号（法第44条の12第2項で準用する場合も含む。）及び規則第4条第3項において、提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の提供方法を郵送とした場合は、手数料のほか郵送料を郵便切手で納付させる。

(提案書審査基準)

第13条 提案書に対する機構部内の審査基準については、行政機関における取扱いを斟酌して理事長が別に定めるところによる。

(実施に関し必要な事項)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月15日 機構規程(総務)第12号)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日 機構規程(企画)第5号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月27日 機構規程(総務)第16号)

この規程は、平成29年7月27日から施行する。